

川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害者自立支援福祉計画」（以下「計画」という。）について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

3 障害者自立支援福祉計画

- (1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (2) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第7条 委員には、別表に定める報酬を支給する。但し、交通費は支給しない。

(幹事会)

第8条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い、川口市障害者福祉計画策定委員会要綱及び川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

別表

職 名	報酬の額 (日額)
委員長	7,800円
委 員	7,200円